

聖隷クリストファー大学

# 学生の感染予防対策について

2021年度



健康管理センター

## 本学における感染症予防対策

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、感染症全般に対して社会的に予防意識が高まっています。

本学は、保健医療福祉教育の専門職を養成する大学です。どの学部も学外施設での実習があり、感染症に感染するリスクが高まります。また自分自身が感染源となり実習施設内で感染を拡げる可能性もあります。免疫力の低下した患者さんに感染させた場合大変な問題になりかねません。そのため、実習の際に抗体価検査の結果や予防接種証明書の提出を求める実習施設が増えています。また抗体価が低い学生は実習を受け入れて頂けない施設もあります。大学としては、学生の皆さんを感染症から守るとともに、実習先などで感染源になることを未然に防ぎ、安心して大学生活を送っていただくために、学生の皆さんに必要な予防対策をお願いしております。

まず各自で自分の予防接種歴と罹患歴を記録で確認してください。次に入学時に小児感染症4疾患【麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）】の抗体価検査およびB型肝炎の抗原・抗体価検査を受けていただいております。この検査で抗体価が基準を満たさない場合は予防接種を勧めています。インフルエンザについても、毎年流行期の前に予防接種を勧めています。必要な予防接種はぜひ受けていただくようお願いします。結核に対しては蔓延の予防、早期発見・早期治療を目的として年1回、定期健康診断で胸部X線検査を実施しています。

実習以外の学生生活においても感染症を発症すると学業への影響が少なからずあります。自分自身を感染症から守り集団感染や感染拡大を防止するために、全ての学生の皆さんに必要な対応を取っていただくようお願いいたします。

### 1. 予防接種歴と罹患歴の確認

母子健康手帳や予防接種証明書で、小児感染症4疾患【麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）】とB型肝炎の予防接種歴(接種した年月日)と、病気にかかったことがある場合はいつかかったか(罹患歴)を記録で確認してください。確認した内容を「健康調査票※」に転記して大学入学後の健康診断の際提出してください。母子健康手帳(予防接種の記録のページ)や予防接種証明書等のコピーも添付してください。

※健康調査票は大学入学後、オリエンテーションで配布します。

### 2. 感染症の検査について

1) 実施時期：入学後の定期健康診断で実施(1年生のみ)

2) 対象学生

① 小児感染症抗体価検査(麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘)

：全学部1年生 編入生 助産学専攻科

② B型肝炎抗原・抗体価検査：全学部1年生 編入生 助産学専攻科

※全学部3年次に2年次で予防接種を受けた学生のB型肝炎抗体価検査(予防接種により抗体価を獲得したか確認のための検査)

③ 胸部X線検査：全学生 年1回実施

### 3) 費用

- ① 小児感染症抗体価検査(4項目) : 自己負担：約7,500～9,500円(予定)  
※抗体価検査料金は健診委託機関の料金改定により変更される場合があります。
- ② B型肝炎抗原・抗体価検査 : 自己負担なし(大学後援会負担)
- ③ 胸部X線検査 : 自己負担なし(大学負担)

## 3. 予防接種について

予防接種は、感染症の原因となるウイルスや細菌の力を弱めたワクチンを接種して、その病気に対する抗体(免疫)をつくります。抗体価検査の結果、抗体価が基準を満たさない場合は予防接種を勧めます。予防接種には、法律に基づいて市区町村が主体となって実施する「定期接種」と、希望者が各自で受ける「任意接種」がありますが大学生が受ける予防接種は「任意接種」にあたります。感染症から守るために、適切な時期・接種間隔に注意しながら、計画的に予防接種を受けましょう。予防接種の効果や副反応などについて十分理解したうえで受けてください

なお、以前は麻疹、風疹等の小児感染症は1度かかると2度とはかからない(終生免疫)と考えられ、同様に予防接種を受ければ免疫は終生続くと考えられていました。しかし最近では免疫を保つような刺激が身体の中で起こらないと、徐々に免疫が低下し感染を防ぐだけの抗体が維持されておらず、感染症を発症することが成人でも少なからず起こっています。過去の罹患歴、予防接種歴にかかわらず、抗体検査の結果基準を満たさない場合は予防接種をお願いします。

### 1) 本学が勧める予防接種

- 小児感染症(麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘)
- B型肝炎
- インフルエンザ(抗体検査はありません。)

注1：学外実習・海外研修・就職の際などに予防接種の証明あるいは抗体があることの証明の提出を求められる場合があります

### 2) 予防接種の費用

任意接種による予防接種は全て自己負担となります。

予防接種は健康保険の適応にならない自由診療で、医療機関によって料金が異なります。また、予防接種の種類によっても料金が異なり一般的には1回3,000円～10,000円程度です。

### 3) 予防接種の実施について

- ① 基本的に学内で予防接種は行いません。各自かかりつけ医療機関等で受けてください。インフルエンザの予防接種については、近隣医療機関の協力が得られた場合は、学内で集団接種の機会を設けることがあります。
- ② 健康上の理由(持病や体質など)で予防接種することに不安がある場合は、無理して受けることはせずに、かかりつけ医療機関等にご相談ください。その結果受けられない場合は、入学後、健康管理センターに申し出てください。
- ③ 予防接種を受けたら、証明できる書類(母子健康手帳・証明書・領収書など)のコピーを健康管理センターに提出していただきますので必ず保管しておいてください。

- ④ 予防接種後、抗体が陽性になったか確認するための検査は大学では行いません。必要に応じて各自で受けてください。
- ⑤ 複数の予防接種が必要な場合、接種間隔は種類によって決められた期間あける必要がありますので、計画的に受けましょう。(下記参照)
- ⑥ 予防接種で感染症を完全に予防できるわけではありません。またワクチンがない感染症もあります。手洗い・うがいで接触感染を防ぐとともに、自分が感染源とならないよう日頃から健康管理に留意しましょう。
- ⑦ 予防接種についての質問、相談は、健康管理センター(☎053-436-3016)にお問い合わせください。

## 参考

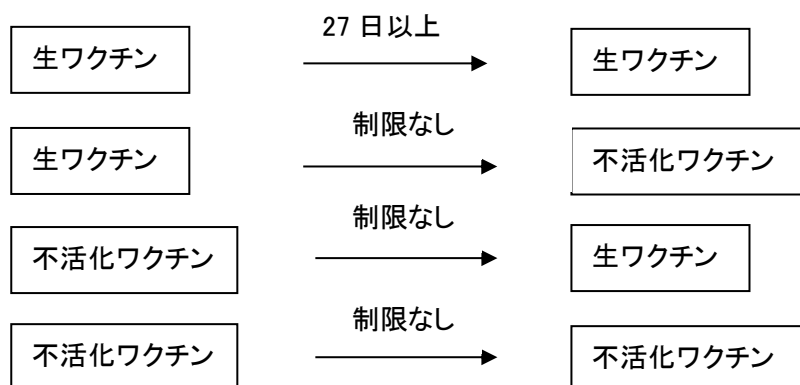
### 予防接種の間隔について

2種類以上の予防接種(あらかじめ混合されていない2種類以上のワクチンを別々に接種する場合)を受けようとする場合は、決められた接種間隔をあけて計画的に受ける必要があります。通常生ワクチンの場合は、27日以上の間隔をあけて次の生ワクチンを接種します。次に接種するワクチンが不活化ワクチンの場合は間隔をあけずに接種することができます。また不活化ワクチンを接種した後は、どのワクチンでも間隔をあけずに次のワクチンを接種できます。ただし医師が必要と認めた場合には、あらかじめ混合されていない2種類以上のワクチンについて、同時(同じ日)に接種を行うことができます。予防接種を受ける医療機関の医師に相談してください。

(ワクチンの種別)

- 生ワクチン : 麻疹風疹(MR)・麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘など
- 不活化ワクチン : B型肝炎・インフルエンザなど

(接種間隔の例)



※B型肝炎ワクチンは決められた接種間隔に従って3回接種します。

## 4. 健康教育について

### 1) 実施内容及び実施時期

- ①「B型肝炎の予防について」 : 2年次春Semester(4月)
- ②「結核感染の予防について」 : 2年次秋Semester(10月)

2) 対象学生 : 全学部2年生

3) 講 師 : 学校医 (聖隷予防検診センター 医師)

## 5. 各自で行う感染症予防対策

すべての感染症の発生には、1)感染源 2)感染経路 3)感受性のある人（感染を受ける可能性のある人）という3つの要素が必要です。感染症予防の原則として重要なのは、感染症の発生に必要なこの3つの要素のつながりを断ち切る事です。

### 1) 感染源対策

感染源とは感染症の原因となる細菌やウイルスなどを持っている人や物、細菌やウイルスなどに汚染された器具や食品などの事をいいます。対策としては常日頃から自分の身近な環境を清掃して清潔を保ち細菌やウイルスなどの感染源を持ち込まない・増やさないを意識しましょう。

また体調が悪い時は早めに医療機関を受診して感染症の早期発見、早期治療を心がけましょう。

### 2) 感染経路対策

感染経路とは病原体（細菌やウイルスなど）が体内に侵入する経路の事です。対策として、感染源を①持ち込まない ②拡げない ③持ち出さないことが重要です。そのためにはふだんから、うがい・手洗いを励行しましょう。また、咳・くしゃみ・鼻水などの症状がある場合は、マスクを着用しましょう。

### 3) 感受性者対策

感受性のある人とは感染を受ける可能性のある人のことであり、学内では学生、教職員全員が該当します。特に抵抗力の弱い人（基礎疾患がある人）は注意が必要です。対策としては抵抗力をつけるために普段から健康の保持増進に努めましょう。十分な栄養・睡眠をとることや適度な運動を行うこと、予防接種を受けることなどが重要です。

## 6. 学校感染症に感染した場合

学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」に感染（または感染した疑いがある場合）は、感染拡大を防ぐために通学を見合わせ速やかに受診してください。

### 1) 出席停止の措置が必要な学校感染症と診断された場合

①電話で大学に連絡してください。（連絡先：健康管理センターまたは教務事務センター）

②医師が感染の恐れがないと認めるまでの期間、出席停止とします。

無理に登校して感染を拡大させないよう療養につとめてください。

③完治し登校を再開する際に、所定の様式「治癒証明書」を教務事務センターに提出してください。「治癒証明書」は大学のホームページからダウンロードできます。

※ ただし季節性インフルエンザについては「インフルエンザ罹患証明書・経過報告書」を提出してください。

### 2) 学外実習について

①学外実習が近づいたら体調を整え健康観察を行い、異常の早期発見に努めましょう。

学部・学科・専攻により、健康観察用の所定の様式「健康調査表」があります。

②出席停止の措置が必要となった場合の対応については、上記1)に準じます。

※出席停止となった授業は公欠にはなりません。本人の不利益にならないよう、大学の方針に基づいて、科目担当教員、実習指導担当教員がその措置を判断します。